

**京都ひまわり園**  
**指定居宅サービス重要事項説明書**  
**短期入所生活介護**  
**介護予防短期入所生活介護**

社会福祉法人 秀孝会

**当事業所は介護保険の指定を受けています。**  
**(京都府指定 第2672900046号)**

当事業所はご契約者に対して指定居宅サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 事業者                 | 1 |
| 2. 事業所の概要              |   |
| ①短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 | 2 |

## 事業者

法人名	社会福祉法人 秀孝会
法人所在地	京都府八幡市八幡清水井31番地
電話番号	075-983-8111
代表者氏名	理事長 稲葉 裕二
設立年月	平成4年6月22日

## 事業所の概要

□京都ひまわり園（指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護）

事業所の所在地 京都府八幡市八幡清水井31番地  
(特別養護老人ホーム京都ひまわり園)  
電話番号 075-983-8111  
管理者 岩崎 哲也  
開設年月日 平成5年4月1日  
事業実施区域 八幡市

## 職員体制

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、特別養護老人ホーム京都ひまわり園に併設されているため、その合算人員は、次のとおりとする。

職種	配置員数
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	19名以上（常勤の者を常時1名以上配置する）
3. 生活相談員	常勤1名以上
4. 看護職員	常勤換算方法で3名以上 (うち1名以上の者は常勤とする)
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 介護支援専門員	1名以上（生活相談員または介護職員兼務）
7. 医師	1名（非常勤）
8. 管理栄養士	1名以上

### 〈配置職員の職種〉

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしていますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。  
生活相談員が兼ねる場合もあります。

**医師**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

〈主な職種の勤務体制〉職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 14:00～16:00

2. 介護職員	早出： 7：30～16：00 日勤： 9：00～17：30 遅出： 12：00～20：30 夜勤： 16：30～ 9：45
3. 看護職員	日勤： 9：00～17：30
4. 機能訓練指導員	日勤 9：00～17：30

上記従業者については、八幡市暴力団排除条例（平成25年八幡市条例第2号）に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者ではないこととします。また、事業所は、その運営について暴力団の支配を受けません。

### サービス内容

居 室	定員4名の居室になります。
食 事	朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00 食事場所 2階3階の各食堂
入 浴	週に2回入浴していただきます。 ただし、身体の状況により清拭となる場合があります。
介 護	短期入所生活介護計画に沿って、下記の介護を行います。 着替え、排泄、食事の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内移動の付き添い等
機能訓練	適時、機能訓練を行います。
生活相談	常勤の相談員に、相談できます。
健康管理	嘱託医師による健康相談が受けられます。
レクリエーション	当施設では年間15回程度の行事やクラブ活動等を行っています。行事等によっては、別途参加費等が必要な場合があります。
料 金	別紙のサービス利用料金表によりお支払い下さい。 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細書を付して、翌月15日までに利用者に通知します。 利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

### ご利用の中止について

ご都合によりご利用されない場合は、ご利用の24時間前までにご連絡下さい。（ご連絡がない場合はキャンセル料を頂きます。）  
当日体調不良などでご利用されない場合も必ずご連絡下さい。ご利用の24時間前以降のご連絡の場合はキャンセル料を頂くことになります。  
キャンセル料は食事負担額になります。

<b>緊急時の対応</b>	事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は速やかに医師又は家族に連絡を取る等、必要な処置を行います。
<b>事故発生時の対応</b>	利用者に事故が発生した場合、直ちに緊急の処置等を行います。ホームにおいて対応できないと判断される場合は、かかりつけ医・協力医療機関に依頼します。また、事故発生後、速やかに都道府県、市町村、ご家族の方に連絡を取り、事故の原因について報告・説明を行い、原因がホームの責任に帰するものについては契約者・代理人と協議の上、信義と誠実に沿った対応をとるものとします。
<b>身体の拘束等</b>	ご入居者またはご入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体的拘束その他ご入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、身体的拘束その他行動制限の必要が生じた場合は、必要最低限のものとし、ご入居者およびご家族にその必要性と期間を説明し、承諾を得て実施するものとします。
<b>個人情報保護</b>	ご利用者またはご利用者の家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
<b>虐待防止について</b>	<p>事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するするために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。</p> <p>○虐待防止に関する責任者 施設長 岩崎哲也</p> <p>虐待に関する受付担当者 相談員 佐藤光造</p> <p>(2) 成年後見制度の利用を支援します。</p> <p>(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</p> <p>(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。</p> <p>(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。</p> <p>(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。</p> <p>(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。</p>

## 苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

### ○苦情受付窓口（担当者）

苦情解決責任者	施設長	岩崎 哲也
苦情受付担当者	副施設長	黒岡 盛一郎
苦情・相談窓口	相談員	佐藤 光造

☎ : 075-983-8111 (9:00~17:30)

窓口で受け付けた苦情や相談を解決責任者へ報告し、必要に応じて第3者委員会へ報告します。解決責任者はサービス向上委員会等を招集し、苦情や相談に対して誠意をもって話し合い、適切に解決ができるように努めます。当施設で解決できない場合は下記に申し立てをすることが出来ます。

当施設以外に国保連・市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

- 国民健康保険連合会介護保険課介護管理係 (☎ 075-354-9090)
- 八幡市健康部高齢介護課 地域支援係 (☎ 075-983-1111)